

5 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成 2 8 年 5 月 1 0 日（火） 午前 1 0 時から	
開催場所	奈良市役所 北棟 6 階 第 2 1 会議室	
出席者	委員	杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 【計 5 人出席】
	事務局	土田補佐、川上係長、増田
	理事者	【教育委員会】 北谷教育総務部長、梅田学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、岡崎教育総務課長、池本教職員課長、濱口生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター、中図書館政策課長、中山一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、矢野保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長 【市長部局】 木綿子ども未来部長、大前こども園推進課長
開催形態	公開（傍聴人 3 人）	
議題	1 議事 議案第 3 号 「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針について 議案第 4 号 平成 2 8 年度第一回奈良市教職員分限懲戒審査委員会への諮問について 非公開 議案第 5 号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について 議案第 6 号 平成 2 8 年度奈良市立学校評議員の委嘱について 議案第 7 号 平成 2 8 年度奈良市立学校運営協議会委員の委嘱又は任命について 議案第 8 号 平成 2 9 年度使用奈良市立高等学校用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開 議案第 9 号 平成 2 8 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命について	

	議案第 10 号 平成 28・29 年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命について 議案第 11 号 平成 28 年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の解嘱及び委嘱又は任命について 2 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について
決定取り纏め事項	1 議事 議案第 3 号 「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針については、可決した。 議案第 4 号 平成 28 年度第一回奈良市教職員分限懲戒審査委員会への諮問について 非公開 議案第 5 号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第 6 号 平成 28 年度奈良市立学校評議員の委嘱については、可決した。 議案第 7 号 平成 28 年度奈良市立学校運営協議会委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第 8 号 平成 29 年度使用奈良市立高等学校用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開 議案第 9 号 平成 28 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第 10 号 平成 28・29 年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第 11 号 平成 28 年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の解嘱及び委嘱又は任命については、可決した。 2 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については、承認した。
担当課	教育委員会 教育総務課
議事の内容	
委員長	それでは、開会の前に資料の確認を事務局のほうでお願いできますか。
事務局	資料の説明
委員長	それでは、本日は全員出席しておりますので成立をいたします。

	ただいまから、5月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、中室委員、畑中委員、お二人にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各 委 員	はい。
委 員 長	本日は、傍聴人がいらっしゃいます。2名の方から傍聴の申し出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして3名の方の傍聴券を交付いたしましたので、報告いたします。 それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、議事9件、その他1件、合計10件です。 なお、本日の案件のうち、議案第4号及び第8号は倫理に関する案件でありますので、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第4号及び議案第8号は非公開とすることに決定いたしました。 なお、議案第4号につきましては関係課のみの審議といたします。 それでは、公開の案件から始めます。 議案第3号 『教科書会社の謝礼問題等』に関する検証及び今後の方針について」、教職員課長、ご説明ください。
教 職 員 課 長	議案第3号 教育総務部教職員課 『教科書会社の謝礼問題等』に関する検証及び今後の方針について」、このことについて別紙のとおり検証し、方針決定しようとする。 本日付提出、委員長名でございます。 昨年10月、三省堂が教員らに検定期間中の申請図書を開覧させ、謝礼等を渡していた問題は、全国的に大きな問題となったところです。 これを受け、当年12月、文部科学省は教科書発行者に自己点検、検証を求め、本年1月、その結果を公表いたしました。 その報告に対し、文部科学省は全国各地の教育委員会に同調査の照会を行い、本市においても文部科学省に回答を行い、3月31日、同省はこれを公表されました。 この間、本市教育委員会といたしましても、定例教育委員会、研究協議会を行い、各委員においては情報共有を行っていただいているところでございます。 改めまして、本年3月21日、本年度退職いたします教員については、

臨時教育委員会を開催していただき、職員の措置を議決いただいたところでございます。

今回、改めて教科書会社の謝礼問題について検証及び今後の方針についてご議論していただくために、3つの方針を教育委員会事務局として提案させていただいているものでございます。

1つ目につきましては、教育委員会事務局といたしまして教科書採択過程を再度自己点検し、選定委員の委員・研究委員の人選については疑念を生じさせないように改善をすること。

2つ目は、学校教諭に対して、今まで以上に法令遵守の意識向上を図り、特に教科書の発行者については適正な環境を保つよう指導していくこと。

3つ目は、教科書発行者に対しては、今後このような事態を招かぬよう申し入れを行い、指導していく。

この3つの方針をご提案させていただくものでございます。

ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長

教科書会社の謝礼問題等に関する方針を決めていくための議論をさせていただきたいと思っております。

我々教育委員といたしましても、これまでの諸会議の席上で逐一事務局から報告は受けておりました。情報の共有はできておりますけれども、こういう形で、それではどうするかということを早く決めなければならないというふうに思います。全国的に教科書会社の謝礼に関して調査をした文部科学省の一つの調査結果を踏まえた指示といたしますか、局長通知が出たのが3月31日でありますので、4月に入ってから、具体的に奈良市教育委員会として決定していかなければいけないということになる、その流れの中でのきょうの議論をお願いするわけです。

報告がありました3つの観点を中心にしながら、この問題についての教育委員の皆さんのご意見を、伺いたいと思います。

金春委員

今回の問題につきましては、大変遺憾なことかなと思います。

まず、今回の問題につきまして、いろんなことで理解しにくいこと等がありまして、どちらでもとれるとか、あるいは明文化されていないというようなことが重なっているのかなという印象があります。明文化されていないことに対してある程度の基準を置いて線引きする必要があるのかなというのが、最初に思ったことです。

あと、よりよい教科書、あるいは奈良市で採択を行った教科書について、1年間使ったら、やはりどこか不備を感じる先生もいると思うんですけども、今までそういったことの集約は、委員会としてはやっていたんでしょうか。

学校教育課長

教科書の内容につきまして、明らかに間違いであるというようなもの

は、委員会を通して教科書会社等に、県教委も含めて報告をするということがあります。特に毎年、使用してみてもいい心地といいますか、不備といったような点について集約を特に行っているということはございません。

金 春 委 員

要は、必ず何がしかの意見等を集約しないことには、現場の先生が使いやすいものや教科書会社としてもよりよい教科書をつくることはできないでしょうし、あるいは現場の先生の思いと違うことが書いてあるというようなことで、そういう意見調整の場が今後は必要ではなかと思いました。

また、そういうような窓口を一本化することによって、多忙な先生方の負担を軽減する意味でも、教育委員会内に意見集約場所みたいなものを設けて、一切の教科書会社等の接触は教育委員会を通すというような体制があってもいいのではないかと私は感じました。

また、「法令遵守、意識向上を図り」ということも重要なことですけれども、できる限り、規則等を決めた場合に、それをわかりやすく説明、解説等ができる人を派遣するといいますか、現場に、それが必要なと。文部科学省等では、それが通例なのかもしれませんが、いざ現場の先生方になりますと、それが理解できているのか疑問に思う節があるところもありますので、やはりそれを周知徹底するためにも、わかりやすい文言、文章による解説等を徹底していき、その上で法令遵守、意識向上を図るということが必要ではないかと思いました。

委 員 長

それでは、都築委員、どうぞお願いいたします。

都 築 委 員

今回の問題に関しましては、全国的にもたくさんの先生方が関係していたということですね。そこに、慣例化したような、そういうところへの甘えとかすきがあったのではないかと思いました。

その反面、やはり現場の意見を届けたいという、熱い思いを持っている先生もたくさんいると思うのです。恐らくベテランの先生、教育熱心な先生であれば、自分の教育や学習に対する思いを酌み取ってほしいという思いがあって、そういう場にも行かれることもあると思います。

そこで、教科書発行者と適切な関係を保つということになってくるのですが、何をもって適切な関係とするかということです。慣習化していたということは、ひっくり返して言うと、そこに明確なルールがなかったということでもあると思います。

例えば文部科学省からの通知を見ますと、「教科書発行者との関係について」という文言の中で、「教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、また、場合によっては金銭等を受け取らない場合であっても、その可否、手続等については、法令や各自治体が定める条例、規

則等に従う必要がある。その旨を周知すること」というふうにあります、例えば適正な労務に対する対価、このあたりです。何が適正な労務で、それに対する対価というのはどういうもので、金銭等で受け取る場合であってもよいというふうに、この文言は受け取られるのですけれども、そのあたりです。何をもちて適正な労務でどうなのかというところのルールがどのようなになっているのか。その辺も、奈良市教育委員会としてはっきりさせることが必要であるというようなことを感じております。はっきりするのがよいのかどうか。ただ、そのルールを明確にするというのは必要であると思います。

そして、「法令遵守の意識向上」とあるんですが、まさしく法令の中身が何なのか、その中身をきちっと伝えて、そこを理解してもらわないと、やはり教科書発行者との適切な関係を保つというところには難しいことができてくるのかとも思います。

現場の意見を反映させるということもとても大事ですので、教育委員会など正式な場でそういう場を設け、先生方の意見を反映でき、教科書発行者と適切な関係を保てるような、仕組みづくりが必要かと思いました。

委員長

ご質問は。

都築委員

そうですね、例えば先ほどありました文部科学省の通知の「適正な労務に対する対価として金銭を受け取る場合」というのは、どういうふうな場合があるのか。

それと、教科書発行者との適切な関係というところを、学校の先生方はどのようにご理解されているのか、そのようなことについてこれまで議論し合うことがあったのかその2点をお伺いいたします。

教職員課長

教科書会社と健全かつ適切な環境を保つ上で指導徹底を行い、教員等が適正な労務に対する対価、金銭というふうな観点ですが、どのレベルが一体適正なのかというご議論かなと思うのですけれども、それはケース・バイ・ケースになるかと思いますので、研究をされるのであれば、その申請をしていたき、その中身を精査させていただくこれが適切であると。また、内容についても、許可できる範囲かは、教育委員会が責任を持って法令等に照らし合わせて判断させていただくことになると思っております。

ただし、教員の方につきましては、教育公務員特例法がございますので、より教育的な観点につきましては、許可はしやすい立場であると思っております。

例えば教育的な自己研修の中で指導法を高めるために講演会する場合につきましては、一般的な行政の公務員よりも、より許可をしやすいと考えております。

以上でございます。

都 築 委 員	そういう対価をもらうときには、こういうところに行きますという申請があつて、そこで見きわめるということですか。
教 職 員 課 長	そういうことになります。いろんな場合がございますので、それを一つ一つ精査していくことが大切であると考えております。
都 築 委 員	では、今までのそういうものを集約した、どういうものに行き、そこでどういう受け取りがあるかというようなことも把握されているということですか。
教 職 員 課 長	その都度、先生方のほうから、今年度はどこで講師をしたいということで申請があります。例えば道德のことについては大変知識の深い先生で、ぜひうちの学校の講師として、教員に対して教えていただきたいという申請等もございますので、そのような方については勤務時間外での報酬を伴う授業を持つことを許可している場合もございます。
都 築 委 員	それはわかりますけれども、教科書に関しては、余りそういうケースはないのでしょうか。
教 職 員 課 長	教科書に関しましては、今までそのような形で申請が上がってきたということもございませし、特に選定期間中、また採択期間中につきましては、やはり教科書会社との接点を持つ、意見聴取するということは、今後、本市と教育委員会の教科書採択に対して疑念を生じかねさせません。そこは認めていくことは難しいと考えておりますが、それ以外の期間につきましては、奈良市の先生方が、どうしてもいい教科書をつくるために意見を述べられることについては、適正についてはまた議論があるところだと思ひますが、適正な対価をもって申請を持った上での自分の知識を教科書会社に提示されるということについては認めていけるのではないのかなと考えております。 現在は、これに関して当てたという事例はございません。
委 員 長	では、畑中委員、どうぞ。
畑 中 委 員	教科書の図書の採択につきましては、公平、公正な立場で採択されるということ、これは今までどおり確かに行われてきたことであるということとは間違いな思ひます。 よりよい教科書、質の高い教科書をつくっていく上で、実際それを使われている現場の先生や児童・生徒や、また、保護者の意見は重要だと思ひますし、逆にその声を反映せずにはいい教科書づくりというのはできないのではないかなというふうにも思ひております。

よい教科書づくりのための現場の声や保護者の方の意見を聞いていただく場というのも現在あるんですけども、こういった場で、今までその意見を聞くという機会が設けられていたのかというのを再度お聞きします。

それと、教科書会社のほうからすると、現場の先生の声を知りたいというのは当然のことだと思うのですが、果たしてそこに営業という行為が、あっていいものというところが、疑問に思います。各教科書会社が全て公正な立場というか、一定のライン、基準の中で、うちの教科書会社はこの教科書でいきます、つくります、この教科書でどうぞ採択してくださいというのが、本来の形ではないかなと思ひまして、そこら辺に明確なルールがないために、編集という形で教員の方に、研究委員会というような形に誘われていたとかかなと思いますので、まず、教科書会社について、営業ということをどのように考えておられるかというのを、再認識していただく必要があるかなと思います。

やはり会社、企業にとっては教科書の販売、採択というのは本当にすごく重要なところだと思いますので、そこに健全な企業間の競争がないと、お互い、教科書会社としても進展、発展ということも望めないと思います。

いわゆる検定申請本ですか、白表紙本についての、見せてはいけないというのと、見てはいけないというような、例えば規則などの明示されてる文章があるのでしょうか、それをご質問させていただきます。

学校教育課長

教科書に関して、正式な意見の場、集約の場というのは、今までは特に設けてはございません。先ほどから出ておりますように、よりよい教科書をつくるためには教員の意見が必要だということにつきましては、文部科学省も平成 28 年 3 月 31 日付の通知で触れているところでございます。

ただ、一方で、仮に教科書発行会社と教員等の認識が、よりよい教科書をつくる著作編集活動の一環であったとしても、一般の国民に対しては、地域の住民の皆様からは教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受けとめられかねないというようなことから、適正な関係をということで、これについても追記しているところでございます。

ただ、適正な関係につきましては、具体的な記述がございませんでした。ただ、教科書の選定委員・研究委員の規則につきましては、「教科用図書の発行者等の選定勧誘及び選定行為に供せられる等、適正な教科用図書の選定を阻害すると認められる行為をしてはならない」というような規定はございます。

特に検定本、白表紙本を見てはならないというような具体的な表記はございませんでしたので、そういったことも具体的に教員にこれから指導していく必要があるのではと考えております。

それから、教科書会社にとりましては、よりよい教科書をつくるという意図で教員に接触をしてくると言いながらも、営業との線引きは大変難しいのが現状と考えております。

今後、教科書会社との関係につきましては、教員等にしっかりと指導していく必要があると考えております。

以上でございます。

畑 中 委 員 今の状態では公平な選定、採択がしてもらえないというような点があるのでしたら再認識して、改めるべきは改めていく必要があるかなというふうには思います。

委 員 長 では、教育長、お願いします。

教 育 長 これは全国的な問題として発展しましたが、全国にあるから奈良市はいいのかという問題とは別の問題だというふうに考えています。

ただ、この教科書の採択については、私を含めて、ここにいていただく教育委員さん、いわゆる教育委員会が責任を持って公正・公平に採択をするということについて、奈良市の場合、教育委員さん一人一人が責任を持って、見本本を読み込み、自分で判断をきちっとしていただいて、何回も勉強会をして積み上げてきている経過を、大変ありがたいし、きちっとした制度だと自負も持っているのです。

もちろん、その採択の経過を見てきて、市民の声も聞かなければいけないということで、見本本を公民館や教育センター等でも公開し、アンケートもとって開かれた部分をつくりながら行っています。そういう中行っているの、公正・公平な採択をやっていることを自信を持ってあらゆるところで答えてもらっていると私は思っているのです。

ただ、私の立場は一方では事務局の長ということで、事務局を預かるわけですので、教員の服務・監督も私の仕事かなというふうに思うわけです。

一方で、これぐらい教科書の採択について真剣に取り組んでいる、また一方では教員の側で、業者と金銭の授受があったというようなことについては、まことに残念だし、また事務局の長としては申しわけなく指導・監督がしっかり行き届いていないなという思いがします。

教科書本を使っている先生方が、ここが問題で、ここがよくてというような、生の声を聞かなければならないし、聞かないといいものをつくっていけないというのはよくわかるシステムだと思います。そこに一定の、また営業という関係で出てきた場合、問題が起こってくるのかなと。

私たち、教育委員会事務局におりましたら、単なる教科書だけではなくて、教育機器などありますが、これもプレゼンを受けるときは、多くの者が入ってやっておりますので、今後は教科書においても、そういうルールづくりが必要かなというふうには思っているのです。

あえて強調しておきたいのは、一冊一冊本当に丁寧に読み込んで採択をしていただいているということは、単に事務局案を追認するような採択ではないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思います。

以上です。

委員長

私も、この問題が発覚して、過去において奈良市の教員が関与していたと聞いて、公正、透明度の高い採択をしてきたつもりで自負してきただけに、まことに残念です。

しかし、一般の市民の方から見れば、中身はわかりませんので、ニュースが出ますと、疑惑の念を持たれるというのは当然ですから、どうしても保護者・地域住民あるいは市民全体にきちっとした説明をしないといけないと思うのです。

それをどのような手段で、どのような機会にということは、つけ加えてもらいたいと思います。

今回の場合は、奈良市の教員の研究員や選定委員は一切やらないということを決めておかないといけないと思います。

恐らく教科書会社としては、この人の意見は聞くべきだという人を初めから名指しで来ているので、そんなに広がらないと思うのです。だから、そういう人は、1回でなくて毎回、同じ教科書会社や他の教科書会社からも意見を求められているのではないかと。そういう人は初めから、一切、教科書の選定にはかかわらないと。

一番最初に必要なことはモラルですけれども、ある程度の規定はきっちりつくっておかないといけないと思います。自分の収益事業のために兼任するのではなく、教科書をよりよくするために相談や意見を求められていることに対して、これが兼業かということになるので、私は教科書採択に関しては、別途そういうものをつくるべきだと。こういうことを頼まれて相談に乗りますがよろしいですかというような意味のことですね。単なる兼任許可の申し込みだけでは、ちょっと質が違うと思います。そのことが大事ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、教科用図書採択過程の採用自己点検、この内容を盛らなければいけないのが1つ。

それから、学校あるいは学校長及び教員に対して、法令遵守の意識向上をというモラルをもっと持ってくれというだけでは、規制を加えていかざるを得ないなと思います。

教科書に対する教員の、実際に使用し使い勝手がやっぱり悪いなどの意見などは、教育委員会としてくみ上げていく、そして全国の自治体の教育委員会がそうすれば、教科書会社が入り込む余地はなく営業行為は出てこないということになります。全国的に教育委員会に意見を集約して、各自治体の、集めたものを教科書会社に告げるというルールみたいなものを、この際つくってもらわないといけないのではないかなというふうに思っております。

今日この1回だけで議論が終わるわけではございませんので、短期間に、できるだけ近いうちに続けてご意見を交わすような機会をつくっていただいて、そこでできるだけ早くこの問題を公開できるように、実施できるようにしていただきたいなというふうに思います。

	事務局のほうで何かご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたしますします。
教育総務部長	議論を継続していただくということですが、今、基本的には教科書会社が検定合格前に白表紙本を採択関係者に見せて意見をもらったこと、それに対して謝礼を払ったことで、教科書発行者の倫理が問われるということが大きな問題です。事務局案といたしましても、次回議論いただく、発行者にも申し入れをするというふうな対応。それから、各委員からもありましたように、しっかり把握した上で、届けや手続の問題もそうですし、この２点に絞られていくだろうというふうに思っております。 それから、教科書会社について、きちっとしたルールが国から示されていないのかということでございますけれども、補足といたしましては、これは昭和 31 年に公正取引委員会が教科書業における特定の不公平な取引方法についての公正取引委員会の特殊指定ということで、独禁法に基づいており、また後日資料をお渡しいたしますが、本当に飲食から工場見学、もちろん白表紙本の閲覧、講習会等の禁止または除外されるものというふうに、発行者には細かく指示をしているということがございます。そういう指示を逸脱した行為が教員の世界に手が伸ばされているということについてありますので、その点についてはきちっと発行者側にも申し入れをし、そのことをしていかなければならないというようなことがありますので、もちろん教員の問題は私どもの教育委員会としての責任として、きちっと、今、ご提案あったようなことを今後精査していきたいと思っております。こういう資料もまた加えてお示ししながら、議論を深めていただくように準備をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思っております。 以上でございます。
委員長	その中には、内容的には、その会社がそういう不正行為をした場合には、一切、今後、我々としては教科用図書採択の対象にはしないということまで言っておいていいのではないかと私は思いますけどね、個人的には。 それでは、この問題は継続審議ということにさせていただきます。また近いうちに、定例教育委員会ではなくて、また臨時の会を設けていただきたいということを一つお願いしておきます。よろしゅうございますか。 そうしますと、これは採決というわけには、ちょっといかんですね。継続審議ということにさせていただいてよろしゅうございますか。
各委員	はい。
委員長	それでは、続きまして、あとは各審議会関係の委員の委嘱、任命の問題でございますので、よろしくお願いいたします。 議案第 5 号 「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、

	生涯学習課長、ご説明ください。
生涯学習課長	議案第 5 号 教育総務部生涯学習課 「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、このことについて、社会教育法第 30 条第 1 項及び奈良市公民館条例第 5 条の規定に基づき、奈良市公民館運営審議会委員を別紙のとおり委嘱又は任命しようとする。 任期、平成 28 年 5 月 13 日から平成 30 年 5 月 12 日まで。 本日付提出、奈良市教育委員会委員長名でございます。 奈良市公民館運営審議会委員、第 33 期の委員については、平成 28 年 5 月 12 日付で任期満了となったことから、新たに 34 期の委員として 12 名の委員に委嘱、任命しようとするところでございます。 委嘱期間につきましては 2 年間で、平成 28 年 5 月 13 日から平成 30 年 5 月 12 日までとなっております。 社会教育の関係者及び学校教育の関係者につきましては、社会教育や学校教育の関係団体のほうより推薦をいただいているところでございます。今回委嘱する委員の内訳ですけれども、新任の委員 3 名でございます。また、再任の委員は 9 名となっております。 委員の内訳といたしましては、社会教育の関係者 10 名、学校教育の関係者 1 名、学識経験者 1 名となっております。 このことにつきまして、審議のほうよろしくお願いいたします。 以上でございます。
委 員	ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
金 春 委 員	奈良市公民館条例の第 5 条では、委嘱する対象者、学校教育の関係者、社会教育の関係者、それから家庭教育向上に資する活動を行う者、学識経験者というふうな形になっていますが、今回、3 の条項の方はいらっしゃる、適任者なしということですか。
生涯学習課長	公民館運営審議会委員につきましては、学校教育の関係者、社会教育の関係者、学識経験者のほかに、家庭教育の向上に資する活動を行う者という規定がございます。 これにつきましては、前期の 33 期においても、家庭教育に関する方はご案内していただいていたのですが、今現在、関係する方がおられないか、当たらせてもらっておるところでございます。できるだけ家庭教育に関する方も推薦いただいて、委嘱をしていきたいという考えではいるのですが、現在、12 名の委員で委嘱ということで、議案を上げさせてもらいました。 以上でございます。
委 員	よろしゅうございますか。

各 委 員	はい。
委 員 長	採決させていただきます。 議案第 5 号 「奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」、 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第 6 号 「平成 28 年度奈良市立学校評議員の委嘱について」、学校教育課長、こども園推進課長、よろしく願いいたします。
学校教育課長	議案第 6 号 学校教育部学校教育課 「平成 28 年度学校評議員の委嘱について」、このことについて、別紙のとおり平成 28 年度学校評議員を委嘱しようとする。 本日付教育委員長名でございます。 奈良市立学校評議員制度の実施要領第 2 条の規定に基づき、各校長から推薦された評議員について委嘱をお願いいたします。 各校から推薦されました評議員総数 229 名でございます。 その内訳は、施設一体型小中学校 1 校で 4 名、小学校 38 校で 57 名、中学校 16 校で 63 名、高校 1 校で 5 名でございます。 なお、コミュニティ・スクールに指定されております各校につきましては、学校運営評議会規則第 11 により、学校運営協議会が学校の運営状況について点検及び評価を行うため、評議員の推薦はございません。 評議員の定数につきましては、実施要領 2 条により、5 名以内となっております。 評議員の任期につきましては、実施要領第 3 条の規定により、1 年となっておりますが、2 年を超えない範囲での再任が認められており、今年度の再任率は 34%となっております。昨年度の再任率が 59%でございましたので、新規の評議員の方が多く、新しい視点からさまざまなご意見をいただけることが期待されます。 また、役職別では、P T A関係 25%、民生関係 16%、自治会関係 15%となっております。学校や校区の事情に詳しい地域住民の方を中心にご推薦いただいておりますことから、各校や地域の実態を踏まえた意見を述べていただくことが期待できます。 以上でございます。 続いて、こども園推進課長に、幼稚園についてご説明いただきます。
こども園推進課長	奈良市立学校評議員制度実施要領第 2 条の規定により、園長から推薦さ

	れた評議員について委嘱をお願いいたします。 奈良市立幼稚園から推薦されました評議員総数は 28 園で 100 人でございます。 評議員の人数につきましては、同実施要領第 3 条の規定により、2 年を超えない範囲内での再任が認められております。 本年度の再任率は 27 人で 22%となっておりますので、今年度から新しく評議員として活動していただく方がたくさんおられます。そのため、各園が求めた意見や評価について、昨年度とは違った視点から助言や提案をしていただけることが期待されます。 評議員に占める女性の割合は 76 人で 76%でございます。また、役職別では、P T A 関係が 40%、民生委員関係が 22%、自治会関係が 9 %となっております。園や園児の実情の詳しい方が推薦されており、各園の実態を踏まえた上での意見を述べていただくことが期待できます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
委 員 長	再任、新規の区別があり、小・中学校も、幼稚園も、新規にお入りいただく方々の比率が高いので、新しい考え方が広めてもらえるのではないかと期待を持たせてくれる人事だと思います。 ご質問、ご意見等ありましたら、どうぞお願いいたします。 ご意見等ございませんようでしたら、採決に移らせていただきたいと思います。
委 員 長	はい、金春委員、どうぞ。
金 春 委 員	通常、組織というものは、役員の総入れかえというのがありますと、最初の年は機能しづらいのではないかと懸念しますが、割と評議員が全て新規となっているところがあるんですね。 運営上、全く支障はないのかいかがでしょうか。
学校教育課長	それぞれのお立場で、地域・学校のことをよくご存じの方を校長が推薦しているということでございますので、問題ないというふうに考えております。
金 春 委 員	ありがとうございます。
委 員 長	こども園推進課長はいかがですか。
こども園推進課長	同じく、地域の実情に詳しい方を推薦しておりますことと、かつて評議員を経験なさっている方も入ってくださっているのです、大きな支障はないと考えております。

金 春 委 員	はい、ありがとうございます。
畑 中 委 員	1カ所、完全に変換の字の間違いだと思うのですが 17ページです。西大寺北幼稚園の新規の平城地区の民生委員さんですね。
委 員 長	平城「地区」が、建築の「築」になっている。
こども園推進課長	失礼いたしました。
委 員 長	はい、お直しいただきます。 それでは、採決をさせていただきます。 まだ、ございますか。では、中室教育長。
教 育 長	各学校、5名以内となっているけれども、4名や3名のところもあるのですね。あるいは幼稚園も3名のところがあるのですよね。 これは、なかなか適当な方が見つからないのか、2年たったら交代なので、次の方を見つけるのに困っているという、ただそれだけの理由かと思うのですが、何かわけがあったら教えていただけませんか。
学校教育課長	その学校によって人数にばらつきある理由でございますけれども、特にこちらのほうでは把握はしておりません。 規則に5名以内ということでございますので、その辺は各学校のほうで判断していくものというふうに考えておりますけれども、そのばらつきがどこの要因であるとかいうことについては承知しておりません。
教 育 長	地域社会に開かれた学校というのを目指していく以上は、やはり多くの方のご意見を校長が聞くという姿勢を持たない限り広く聴取できない、そういう制度なのに、なぜ人数を勝手に少なくして、事務局はそれを追認してしまうのか。基本的スタンスのところがずれていくと、追認という形になってしまっているのではないかと。 校長自身が、多くの人たちからそれぞれ立場の違う人などいろんな方から学校経営について意見を聞く場ですから、地域社会に開かれた学校づくりをしていくためなのに、なぜ人数を少なく閉じていくのかということを追認したらいけないと思うのですが。 決まりどおりで別に問題ないので、気をつけてもらったらいいと思います。
委 員 長	他に、なければ採決をさせていただきます。 議案第6号 「平成28年度奈良市立学校評議員の委嘱について」、本案

	を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第 7 号 「平成 28 年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、学校教育課長、説明ください。
学校教育課長	議案第 7 号 学校教育部学校教育課 「平成 28 年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、このことについて、奈良市学校運営協議会規則第 6 条に基づき、平成 28 年度学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱又は任命しようとする。 本日付、教育委員長名でございます。 本市におきましては、平成 22 年度からコミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを進めてまいりました。指定校は、現在 11 校となっております。 学校運営協議会の委員の任期につきましては、規則第 8 条により、1 年となっておりますが、再任は妨げないこととなっております。 それぞれのコミュニティ・スクールにおきましては、学校運営協議会の委員の方々に学校行事の運営や、学校評価の実施等、積極的に活動していただきました。また、先進地の視察や全国大会に参加いただくなど、地域とともにやる学校づくりの研修にも努めていただいているところでございます。 本日は、全 11 校の校長から推薦された委員、延べ 213 名の委嘱または任命をするものでございます。 任期は本日より平成 29 年 3 月 31 日まででございます。 以上でございます。
委 員 長	この学校運営協議会の委員は、先ほどの評議員と違って定員はないんですね。 これにつきましても、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。ないようでしたら、採決させていただいてよろしいですか。
委 員 長	それでは、ご意見ないようなので、議案第 7 号 「平成 28 年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。

	よって、議案第 7 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第 9 号 「平成 28 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命について」、学校教育課長、ご説明ください。
学校教育課長	議案第 9 号 学校教育部学校教育課 「平成 28 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命について」、このことについて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会設置要項第 3 条に基づき、平成 28 年度コミュニティ・スクール準備委員会委員を別紙のとおり委嘱又は任命しようとする。 本日付、教育委員長名でございます。 今年度コミュニティ・スクール準備委員会委員として、鶴舞小学校、都祁中学校より 27 名の推薦がございました。 鶴舞小学校、都祁中学校ともに地域の取り組みが充実している校区であり、地域と学校が一体となった学校運営に向けて積極的に活動しております。いずれもこれまでの研究を踏まえて、今年度、コミュニティ・スクールの申請並びに指定に向けた準備を進めてまいりたいと考えておりますので、コミュニティ・スクール準備委員会を設置し、校長の推薦を受けた委員につきまして委嘱または任命をするものでございます。 任期は、本日より平成 29 年 3 月 31 日まででございます。 以上でございます。
委員長	今度はコミュニティ・スクールの準備委員会委員というもので、全員新規のはずです。 この 2 校が来年度から学校運営協議会という制度を設けたとして、全部で何校になりますか。
学校教育課長	現在、11 校がコミュニティ・スクールと指定されており、鶴舞小学校、都祁中学校が入りますと全部で 13 校になります。
委員長	どうぞ、都築委員。
都築委員	今回、2 校が準備委員会ということですが、例えば鶴舞でしたら、中学校区の、登美ヶ丘中学あるいは都祁校区の中の小学校、そのあたりが引き続き、コミュニティ・スクールになっていくというような、動きはどんなんでしょうか。
学校教育課長	鶴舞小学校につきましては、中学校にもいろいろと調整はしているようですけれども、まずは鶴舞小学校のほうでコミュニティ・スクールの指定を目指したいというようなことを聞いております。 それから、都祁中学校につきましては、小学校で、今年度 1 年間かけて

	統廃合があるというようなことでございますので、その小学校の統廃合が一段落、まずはそれを優先的に考えるということでございます。 今、それぞれの小学校でコミュニティ・スクールを立ち上げましても、今後、それが一つになるというようなこともありますので、この1年が準備委員会となりましたら、来年は1校になります。そのような関係から、都祁地区の小学校については、今回は準備委員会は設けてないということを聞いております。 以上でございます。
委 員 長	ほかにございませんか。 なければ、採決させていただきます。 議案第9号 「平成28年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱又は任命について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第10号 「平成28・29年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長、お願いいたします。
いじめ防止 生徒指導課長	議案第10号 学校教育部いじめ防止生徒指導課 「平成28・29年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命について」、このことについて、奈良市少年指導委員設置要項第4条の規定に基づき、別紙のとおり、平成28・29年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命をしようとする。 本日付で提出、教育委員長名でございます。 関係機関または団体から推薦を受けた少年指導委員の委嘱または任命をお願いいたします。 関係機関または団体から委嘱、推薦を受けた少年指導委員数は527名でございます。その内訳につきましては、地域代表、PTA、教職員が516名、市内大型店舗11店舗から職域の少年指導委員の推薦が11名となっております。 PTAにつきましては、各学校で5月中旬にPTA総会が開催され、そこで承認されます。その後、委嘱者、任命者全員が確定いたします。 委嘱または任命の期間につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月1日までの2年間でございます。 少年指導委員につきましては、青少年の健全育成、非行防止活動の中学校区や奈良市の推進役として活動していただける方々でございます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委 員 長	この件につきましても、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。
金 春 委 員	この資料が当日配付になった理由は何ですか。
いじめ防止 生徒指導課長	この少年指導委員の推薦につきましては、各地域の推薦者会議を経て推薦していただくことになっております。自治会や連合会を中心に、地域代表の方を選出していただくのですけれども、その締め切りが4月28日ということでございまして、それまでになかなか地域の方の推薦者会議が4月に入りましてから日程がとれにくいということで、4月末の締め切りにしております。その関係から、本日の配付の資料になったという経緯でございます。
金 春 委 員	私がお聞きしたかったのは、別に人事案件、非公開でもない案件で、通常、二、三日前に全て資料を我々はもらっていますが、それに間に合わなかったのは、なぜかということを知りたいんです。 教育委員会の仕事として、この委嘱、任命というのがあるわけで、前もって資料を出してもらって、審議できるような状況をつくってもらわないと。これだけの分量を、会議が始まる何分か前に、この部屋に入って、それでどうやって審議できるのですかということを知っているんです。
いじめ防止 生徒指導課長	次回からの委嘱につきましてですが、事前に配付できるような日程で作成させていただきたいと考えております。
金 春 委 員	よろしくお願いします。
委 員 長	その日に配付というのは、よほどの緊急案件とか、あるいは人事の案件とかいうようなこと以外はないことですからお願いをしておきます。 はい、学校教育部長、どうぞ。
学校教育部長	今回、たくさんの委嘱・任命についてのご審議をいただく手続で不手際がございました。次回以降、しっかりとそろえて見ていただけるような状況をつくっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
委 員 長	学校教育部長がそうおっしゃっていますので。
金 春 委 員	はい。
委 員 長	それでは、ほかにございませんか。 はい畑中委員。

畑 中 委 員	質問ですが、この少年指導委員は、それぞれ中学校区の指導協議会に所属という形になるんですか。少年指導委員は指導協議会以外の活動も何かされているのか。また、6月に委嘱があつて、その後、各指導協議会で総会をされますが、その場で各小・中学校のPTAの保護者の方が推進委員であつたりということで、1年間、街頭指導にかかわるという方がいらっしゃるんですけれども、その方向けの街頭指導の講習や研修会等は開かれているんですか、小学校区によっても違うんでしょうか。
委 員 長	いじめ防止生徒指導課長。
い じ め 防 止 生 徒 指 導 課 長	少年指導委員につきましては、ほかの地域の活動にも従事していただいております。健全育成の活動と、それから地域のいろいろな子どもたちに関する活動にも積極的に参加していただいております。 推進委員の研修につきましては、各校区の総会で、私どもの指導主事が行きました際に、少年指導の手引等をもとにしてご説明させていただいたり、また、各巡回活動の際に集合されたときに、留意点等についてご説明させていただいてから巡回活動をしていただくというような機会を設けております。 以上でございます。
委 員 長	ほかにございませんか。 特にないようでしたら、この件について採決をさせていただきます。 議案第10号 「平成28・29年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。
委 員 長	議案第11号 「平成28年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の解嘱及び委嘱又は任命について」、教育相談課長、ご説明願います。
教育相談課長	議案第11号 学校教育部教育相談課 「平成28年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の解嘱及び委嘱又は任命について」、このことについて、奈良市教育支援委員会規則第3条、第4条及び第7条の規定に基づき、別紙のとおり奈良市教育支援委員会委員・調査員を解嘱し、委員委嘱又は任命しようとする。 本日付提出、委員長名でございます。

昨年度より、就学指導に関して調査・審議する会として開催しております。

平成 27 年度より 2 年間の任期として執行しておりますけれども、このたび退職や異動に伴い、委員として 4 名、調査員として 5 名の者を解嘱し、新たに委員 4 名、調査員 4 名を委嘱または任命したいと考えております。

今回解嘱する委員でございます。1 番から 3 番の岩川、梅村、久保委員につきましては退職でございます。4 番目の小澤委員につきましては、異動がございまして、今回、この職を離れられました。これで 4 名の解嘱をお願いしたいと思います。

調査員につきましては、西浦委員は委員のほうになっていただくことを考えております。2 番の竹村調査員は退職、3 番の辰見委員につきましては他市へ異動、4 番目の養護学校教諭の岡田調査員につきましては、校務その他の分掌の関係で奈良市の担当を外れられることとなっております。5 番目の森多調査員でございますが、奈良市の小学校から異動されましたので、今回調査員から離れていただくということになります。このように、解嘱のほうは 5 名です。

今回、新しく委嘱または任命する分でございますけれども、1 番の大石委員につきましては、あやめ池幼稚園の園長としてご参加いただきます。

柳生委員につきましては、鳥見小学校のステップ教室の担当をされております。

西浦委員につきましては、済美小学校のことばの教室を担当しております。

4 番目の池野委員につきましては、子ども発達センターの主査に今回なられましたので、委員とさせていただきたいと思います。

調査員のほうにつきましては、新しく、新学期の担当教員の中から鎌田調査員、それと椿井小学校の特別支援の担当から田中調査員、奈良養護学校のほうから山本調査員、奈良東養護学校の谷川調査員と 4 名の者を任命したいと思っております。

昨年度より、調査員のほうは 1 名少ないのですが、中学校の担当者調査員としては 17 名で行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

委 員 長

ご質問なりご意見ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。特にないようでしたら、この案件も採決させていただいてよろしいでしょうか。

では、議案第 11 号 「平成 28 年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の解嘱及び委嘱又は任命について」、本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

委 員 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 11 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 その他の案件に入ります。
教育総務課長	その他報告、奈良市教育委員会の後援・共済にかかる事業について、平成 28 年 4 月から 5 月にかかる分でございます。 このことについて、別紙のとおり報告いたします。 本日付提出、教育長名でございます。 今回は、後援・共済にかかる事業につきましては、全件 25 件でございます。 内訳といたしましては、教育総務課が 2 件、生涯学習課が 14 件、文化財課が 1 件、学校教育課が 6 件、保健給食課が 1 件、教育相談課が 1 件でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
委 員 長	ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。 ございませんか。
金 春 委 員	奈良の名奉行と書いてあります。何か我々でも知っているようなエピソードとか、あるのでしょうか、有名なことなど事例として。
文化財課長	奈良の名奉行といいましたら、基本、川路聖謨が挙がるかと思います。奈良公園を含めまして、桜ですとか楓の植樹を含めまして、奈良の環境ですとか、地勢もかなりすぐれた業績があるということで、ある意味、名奉行と呼ばれているということでございます。
金 春 委 員	基本的には 1 人だけですか。
文化財課長	有名なということになりますと、川路聖謨になるかと思います。
委 員 長	ほかにございませんか。 それでは、ご意見もございませんので、その他（１）奈良市教育委員会の後援・共済にかかる事業については、了承いたします。 これから先、非公開の議事に入ります。 それでは、傍聴人の方にはご退席していただいでください。

以後 非公開案件